

第35回企画専門調査会(平成22年9月28日)資料  
 「(平成22年度)食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の案件候補について」抜粋

物質名(危害要因)	主要な物質(危害要因)に関する概要	国内外における状況等
クッキングペーパー	紙の表面にテフロン、シリコン等をコーティングし、食材を張り付きにくくした調理用紙。	<p>〈国内〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食品安全委員会による評価状況:なし</li> <li>・厚生労働省:食品に用いられる器具・容器包装については、食品衛生法によりその規格基準が定められているが、紙に特化した規格基準は設定されていない。</li> </ul> <p>〈国外〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ドイツ連邦リスク評価研究所(BfR):紙製品に鉛油が検出(紙のリサイクルが原因)(2009(H21))。食品用物品に使用される紫外線硬化型インク中の光開始剤(イソプロピルチオキサントンITX)の評価を決定(2006(H18))。健康影響評価「食品包材用の紙・複合紙中のパーフルオロ化合物」を公表。食品包材をコーティングする撥油性・撥水性化学物質のパーフルオロ化合物は、フルオロテロマーアルコール(FTOH)を含んでいる場合がある等、検討中であるが、リスク評価のためのデータが不十分であり、リスク評価は実施されていない。</li> </ul>